

提 案 理 由

第 5 回 （臨時会）

筑 後 市 議 会

令和 6 年 1 月 16 日

本日ここに、第5回筑後市議会臨時会の開催にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案第1号から議案第5号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 筑後市手数料条例の一部を改正する条例制定につきましては、戸籍法の一部改正により、令和6年3月1日からの戸籍証明書等の本籍地以外での交付や、行政手続における戸籍証明書の添付を省略可能とするための戸籍電子証明書等の発行などに伴い、これらの新たな事務に係る手数料を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第2号 令和5年度筑後市一般会計補正予算（第9号）について申し上げます。

今回の補正予算は、3億909万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を258億9,298万4千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第3款 民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に要する経費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の負担が大きい低所得者世帯等のうち、個人住民税の均等割のみが課税されている世帯に対し、1世帯当たり10万円を、また、住民税の非課税世帯及び均等割のみが課税されている世帯に扶養されている18歳以下の者に対し、1人当たり5万円を支給するため、必要な経費を計上するものであります。

新生活支援事業に要する経費は、入学や就職等で新生活を迎える小中学生や高校生等に対し、その準備にかかる費用の負担軽減を図るため、支援金を支給するものであります。

自立支援給付に要する経費及び高齢者福祉に要する経費は、電気料金、ガソリン代、食材費等の価格高騰の影響を受けてい

る市内の障害福祉、介護サービス事業所等のうち、県の支援事業の対象外となった事業所等に支援金を支給するものであります。

子どものための教育・保育給付等事業に要する経費は、県の補助事業を活用し、電気料金、ガソリン代等の価格高騰の影響を受けている保育所等に対し、補助金を交付するものであります。

第10款 教育費、小中学校費の給食に要する経費は、物価高騰の影響を受ける中、給食費に係る保護者負担の増大を避けるため、食材費高騰分に対する補助金を計上するものであります。

以上の経費の財源として、県支出金、繰入金を充てております。

繰越明許費補正は、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業など、物価高騰対策支援事業の対象となる期間が翌年度にまたがる5事業について繰り越すものであります。

議案第3号から議案第5号までの工事請負変更契約の締結につきましては、令和4年9月の定例会で議決いただきました筑後市再編新設小学校校舎等新築工事において、建築工事、機械設備工事及び電気設備工事に関し、材料費、労務費などの高騰に伴い工事請負契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。